

オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会

デジタル・プラットフォームと現行法実務

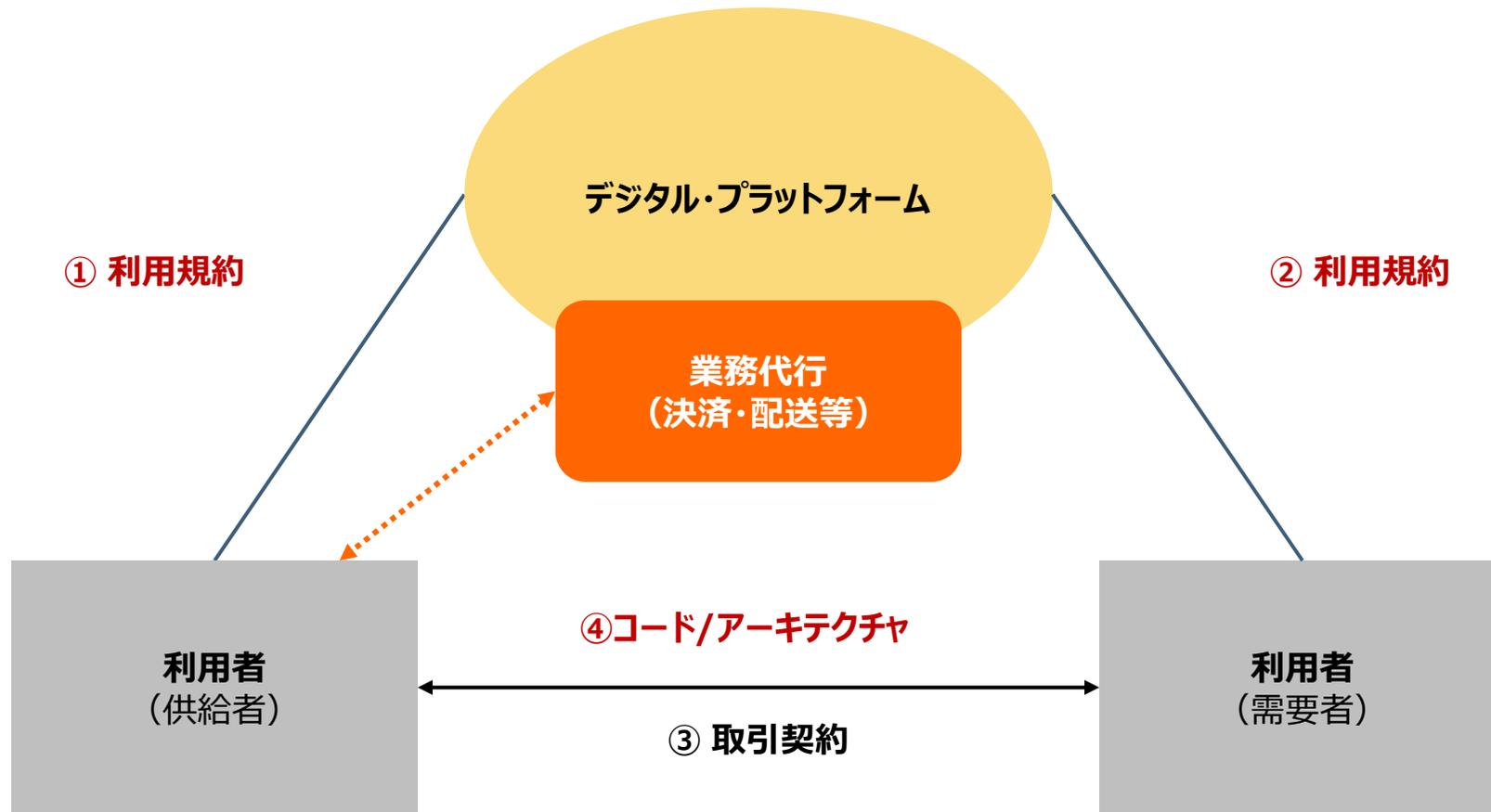
～実務の観点からのいくつかの論点～

January 2019

森・濱田松本法律事務所

パートナー弁護士 増 島 雅 和

デジタル・プラットフォームが仲介する取引は、従来型の単純な売買（オンラインモールやフリマ/オークション）から、より契約条件が複雑な非典型契約に拡大



利用者間の複雑な非典型契約の成立を支援するのが利用規約とコード/アーキテクチャ、そして中の人

非典型契約になるほど、利用規約において利用者間の取引契約の条件に分け入らざるを得なくなる

(例) プロジェクト実施タイプの購入型クラウドファンディング

➤ All or Nothing型

- ✓ 一定期間内に起案者が目標とする調達額に達するまで支援額が集まらない場合には、すべての支援者との間の支援契約が成立せず、決済も行われぬ
 - 起案者による条件付き申し込みと支援者による承諾
 - 支払いについては、プラットフォームが定めた決済ルールに従った権利義務の発生を取引当事者間で合意
 - 単純な商品の売買契約というより、約束したリターン（ツアーの実施や講演会招待など様々なものがある）を提供するというものなので、具体的にどのような契約内容なのかが重要
 - リターンはプロジェクトに関連するものであることが多く、プロジェクトの成否がリターン提供の可否に影響を受ける場合がある
- ✓ 支援額が集まらない場合には、起案者はプロジェクトを開始する義務を負わない
- ✓ 支援額が集まった場合、起案者はプロジェクトを開始するとともにオファーしたリターンを支援者に提供する義務を支援者に対して負う
- ✓ 決済は、①クレジットカードの場合、決済代行業者の決済予約機能を用いてペディングにしておき、条件が整った場合にはプラットフォームが代理受領し、②クレジットカード以外の場合、プラットフォームが先に代理受領して条件が整わなかった場合には返金する

➤ All in型（実行確約型）

- ✓ 起案者は一定期間における希望調達額を示すものの、希望調達額に達するか否かにかかわらず、支援者との間の支援契約が成立する
- ✓ 起案者は、希望調達額が集まるか否かにかかわらず、プロジェクトを開始する
- ✓ 起案者は、希望調達額が集まるか否かにかかわらず、オファーしたリターンを支援者に提供する義務を支援者に対して負う
- ✓ 決済は、支払方法を問わず、支援者の支援決定によってプラットフォームの用意した仕組みが走る

デジタル・プラットフォームの規律

プラットフォームが取引成立のために担っている役割は、サービスを便利にするほど（摩擦をなくせばなくすほど）大きくなり、それがプラットフォームの収益とデータ獲得にプラスに働く

取引要素	担い手	プラットフォームの関与（例）	方法
取引の検索 （取引の発掘）	支援者 プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト表示の優先度を定める機械学習機能の開発 マッチング精度を高めるためのデータ分析とパラメタの調整 絶え間ないユーザインタフェースの細かな調整 ABテストなど高速PDCAを回すための方法論の開発・実施 	<ul style="list-style-type: none"> 規約に基づく義務なし コード/アーキテクチャによるコントロール コード/アーキテクチャの開発と改善は人間が実施
プロジェクトの作成	起案者 プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> 起案者へのプロジェクト作成コンサルティング 起案者への取引条件決定コンサルティング プロジェクトページ作成 	<ul style="list-style-type: none"> 起案者との契約 （規約をベースとした上乘せ） コンサルティングは人間が実施
プロジェクトの広報	起案者 プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> 登録ユーザに対するターゲティング広告 SNS等を通じた非登録ユーザに対するターゲティング広告 登録ユーザに対する電子メール（メルマガ等） 事業パートナーを通じた広報・パブリケーション 	<ul style="list-style-type: none"> 規約に基づく義務なし アドテクノロジーの活用 企画と実施判断は人間
取引フォーマットの決定	プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> サービス設計の実施 サービスを実装するに際して、設計通りにしか取引が成立しないようにコーディング 取引規約に取引フォーマットを規定 	<ul style="list-style-type: none"> 取引フォーマットは規約に規定 サービス設計と実装・改善は人間
取引の成立	起案者/支援者	<ul style="list-style-type: none"> 取引の成立は、プラットフォームが予め決定したアーキテクチャに従い、プラットフォームが実装したコードの実行によりなされる 取引状況のモニタリングとサポート 	<ul style="list-style-type: none"> 規約上、当事者間の取引と整理 システムが機能するよう監視 異例取引等の監視
取引上のトラブル	起案者/支援者	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームが用意したコミュニケーションツールの使用 プラットフォームによる「とりなし」 	<ul style="list-style-type: none"> 規約上、当事者間の責任と整理 ツールの提供 とりなしは人間が実施
決済	プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> 決済の仕組みの構築 決済代行業者のアレンジ・契約 資金の代理受領と起案者への送金 	<ul style="list-style-type: none"> 起案者に代わって資金を受領 利用規約に基づく起案者に対する義務 委託先業者を通じた実施
デリバリー	起案者	<ul style="list-style-type: none"> 特段実施しない デリバリーができなかった場合の返金手続き等 	<ul style="list-style-type: none"> 規約上、当事者の責任と整理 返金手続き等は人間が実施

朝日新聞社が運営する購入型クラウドファンディングサイト「A-Port」の規律（第4条：本サービスの内容）

1. 当社は、起案者と支援者の間でのリターン授受の機会を提供する立場にすぎず、リターン授受に関する法律関係はすべて起案者と支援者の間で成立することとなります。起案者は本サイト上にプロジェクトを掲載することができ、支援者は本サイト上に起案者が提示したプロジェクトに対して、起案者が提供するリターンを購入することを約束し、これに対する支払いを行うことにより、金銭的な支援を行うことができます。起案者はプロジェクトを支援した支援者に対し、支援者の支払った金銭の対価として有形もしくは無形のリターンを提供します。
2. 起案者は、あらかじめ定めた期間（以下「募集期間」といいます）、支援者を募ることができます。
3. 起案者は、複数のプロジェクトの支援を募ることができるものとします。起案者は、支援者を選別することができます。ただし、当社または第17条に定める諮問委員が特定の支援者の拒絶を合理的であると判断した場合および別途当社と合意した場合は、この限りではありません。
4. 当社の故意または重過失によらずにプロジェクトが開始されず、またはプロジェクトの進行が中断したことによって損害が発生したとしても、当社は、その損害の責任を負わないものとします。起案者の故意または重過失によって、プロジェクトが開始されず、またはプロジェクトの進行が中断した場合、これによって当社に生じた損害は、起案者がこれを補償するものとします。
5. プロジェクトに関して、なんらかのトラブルが発生した場合、起案者は、自らの責任においてトラブルの解決にあたるものとします。この場合、当社は、当社の故意または重過失によりトラブルが生じた場合以外は、当該トラブルに関して責任を負いません。
6. 次に掲げる事項のいずれかが含まれているプロジェクトの登録は禁止するものとします。
 - (1) 起案者自身が関わっていないプロジェクト
 - (2) 法令等に抵触する内容を含むプロジェクト
 - (3) 犯罪に使用されるおそれがある商品またはサービスを取り扱うプロジェクト
 - (4) 特定の政治団体を支援する可能性があるプロジェクト
 - (5) その他当社が不適切であると判断したプロジェクト
7. 当社は起案者が提示・推進する各プロジェクトに対してなんら責任を負いません。各プロジェクトに関するトラブル、返金要求、返品要求、その他紛争について、支援者は、起案者に対して申し立てるものとし、当社は関与しないものとします。
8. 起案者がプロジェクトを開始後、何かしらの理由でプロジェクトが進行不可能に陥るか中止とした場合、支援者に支援金の返金を行う責務は起案者にあり、当社は、その責任を負いかねます。
9. 当社は、本サービスを日本国内法に基づいて提供いたします。海外居住者の利用に関しては、プロジェクトによって受け取ることができるリターンが限られる場合があるものとします。
10. 起案者がリターンを提供する目的で取得する住所情報等、ユーザーの個人情報について、起案者はその目的以外には利用することはできないものとします。
11. プロジェクトを提示し、起案者が本サイトで支援者から金銭的な支援を募る方法は、「達成時実行型」、「実行確約型」の2種類があります。
12. 起案者が「達成時実行型」を選択した場合、支援者から集めた支援額が、募集期間内もしくは募集期間終了時において起案者が設定した目標金額に達した時点でプロジェクトは成立し、支援者に対するリターンを引き渡す責務が発生します。「実行確約型」を選択した場合は、設定した目標金額にかかわらず募集期間開始時にプロジェクトは成立し、集まった支援額にかかわらず支援者に対するリターンを引き渡す責務が生じます。募集期間は、「達成時実行型」を選択の場合は80日以内、「実行確約型」を選択の場合は120日以内で起案者が設定する期間とします。
13. プロジェクト公表後の募集期間の変更の申入れは受け付けられません。

【達成時実行型】

- (1) あらかじめ定められた目標金額を達成した時点でプロジェクトは成立し、支援者の支払決済が行われます。このため、募集期間内であっても、プロジェクトが成立する場合があります。プロジェクトの成立により、起案者は支援者に対しリターンを引き渡す義務を負います。
- (2) 目標支援金総額の変更の申入れは原則として受け付けられません。ただし、プロジェクトの公表後、当社がこれを適切と認めた場合には、目標支援金総額の変更を行うことができるものとし、この場合、修正後の金額が目標支援金総額となるものとします。なお、目標支援金総額は、その時点における支援約束総額を下回ることはできません。
- (3) 募集期間内に目標金額に達しない場合にはプロジェクトは成立せず、支援者の支払いの決済は行われず、起案者は支援者に対してリターンを引き渡す義務を負いません。
- (4) 起案者はプロジェクトを開始後、支援者に対してプロジェクトの進捗を、本サイト内の更新機能などを通じて、適宜報告する努力義務を負います。
- (5) 起案者はプロジェクトの掲載に際して、プロジェクトの内容、条件、リターンを提示します。起案者の提示に対して、自らの意思で同意をした会員は、所定の支払手続を完了することにより、支援者となるものとします。起案者と支援者間のリターンの授受につき当社は責任を負わず、リターンの受け渡しなどに関して万が一トラブルが生じた際には、支援者と起案者との間で解決するものとします。
- (6) 支援者は当社が定める方法により支払手続を行うものとします。プロジェクト成立後のキャンセル、返金要求、その他支払いの撤回は一切受け付けることはできません。リターンの引き渡し時期に関しては、起案者が提示する条件によるものとします。
- (7) プロジェクトが成立した場合、起案者は、リターンの引渡しに関する支援者との約束の解消を求めることはできないものとし、支援者も起案者に対し返金を求めることはしないものとします。ただし、起案者がやむを得ない事情で解消を求める場合または当社がプロジェクトの中止を決定した場合は、支援者に対して十分な事情説明を行い、起案者の責任により支援金の返金を行うことをさまたげるものではありません。その際、起案者は返金の際の手数料を実費負担するものとします。
- (8) 起案者は、プロジェクトが募集期間内に目標額に達成した場合は、当社所定の方法により、当社に対して手数料を支払うものとします。

【実行確約型】

- (9) 「実行確約型」において、プロジェクト掲載した起案者は、目標金額の達成の如何によらず、掲載時からプロジェクトを開始するものとします。また、プロジェクトに対して支払手続を実施した支援者は、支援総額が目標金額に到達するか否かを問わず、その決済が行われるとともに、起案者は支援者に対してリターンを引き渡す義務を負います。
- (10) 「実行確約型」において、目標金額とは起案者が希望する支援総額を意味するものに過ぎず、目標金額の達成の如何を問わず、起案者には決済を完了した支援者に対してリターンの引渡し義務が生じ、支払い手続を完了した支援者は、返金およびリターンの受領を拒絶することができないものとします。同様に、募集期間は、起案者が任意に設定する本サイト上での支援を募る期間を意味するものに過ぎず、プロジェクトの実行や開始の有無および時期を画するものではありません。なお、目標金額の達成の如何は、本サービスの利用につき適用される手数料率に影響を及ぼします。
- (11) 支援者は、支援するプロジェクトにつき支払手続を行うことにより、支払いの決済手続が行われ、起案者は、支払い手続を行った支援者に対して、掲載したプロジェクトに定めるリターンの引渡しに関する約束に従い、リターンを引き渡す義務を負うものとします。
- (12) 起案者は、プロジェクトを開始後、支援者に対してプロジェクトの進捗を本サイト内の更新機能などを通じて適宜報告する努力義務を負います。
- (13) 起案者はプロジェクトの掲載に際して、プロジェクトの内容、条件、リターンを提示します。起案者の提示に対して、自らの意思で同意をした会員は、所定の支払手続を完了することにより、支援者となるものとします。起案者と支援者間のリターンの授受につき当社は責任を負わず、リターンの受け渡しなどに関して万が一トラブルが生じた際には、支援者と起案者との間で解決するものとします。
- (14) 起案者は、プロジェクトを掲載後、いかなる場合であってもリターンの引渡しに関する支援者との約束の解消を求めることはできないものとし、支援者も起案者に対し返金を求めることはしないものとします。ただし、起案者がやむを得ない事情で解消を求める場合または当社がプロジェクトの中止を決定した場合は、支援者に対して十分な事情説明を行い、起案者の責任により支援金の返金を行うことをさまたげるものではありません。その際、起案者は返金の際の手数料を実費負担するものとします。
- (15) 起案者は、当社所定の方法により、当社に対して手数料を支払うものとします。

電子商取引準則に照らし、プラットフォームは利用者に対してどのような私法上の責任を負うか

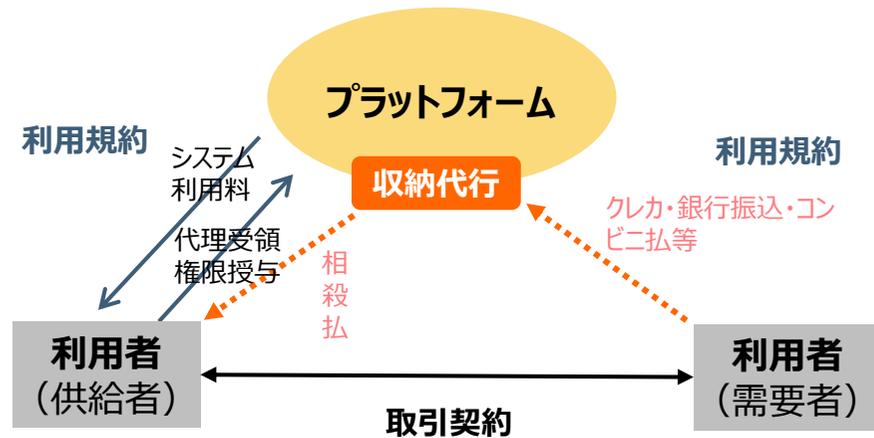
<準則による規律>

- ✓ インターネットショッピングモールの運営者は、個別の店舗との取引によって生じた損害について責任を負わないことを原則としつつ、外観法理により責任を負うことがある、とされている（準則I-6）
- ✓ インターネット・オークションやフリマサービスの運営者は、
 - 取引の場や取引仲介システムを提供するだけであり、個々の取引に実質的に関与しない場合、ユーザ間の取引によって生じた損害について原則責任を負わないとしつつ、例外的に、「取引の「場」を提供している以上、法律上の性質論としてはいろいろありうるが、いずれにせよ一定の注意義務を認めることが可能」とされている（名古屋地裁H20.3.28判決は信義則上の義務）
 - 自らの提供するシステムを利用するユーザー間取引に実質的に関与する場合、役割に応じて個別具体的に検討する必要があるとしつつ、①出品行為を積極的に手伝い、出品手数料や落札報酬を出品者から受領する場合は、トラブルに際し、買主に対して責任を負う、②特定の売り主を何らかの形で推奨する場合は、宣伝を超えた紹介やフィーチャーする行為は、トラブルに際し、運営業者も責任を負う可能性がないとは限らない
 - ユーザー間のトラブル以外については、取引仲介システムの利用に関してユーザーとの間で契約関係が成立し、これに伴う義務を負うとされている（準則I-7）

<実務における論点>

- 「取引の場の提供に過ぎない」という議論は、精密なターゲティング広告を打たれ、利用者は予め設計された以外の行動を取ることができないアーキテクチャ上で、取引成立のためにデータとテクノロジーを駆使した検索によるマッチングがなされ、決済機能も提供する近時のプラットフォームにも当てはまるのか
 - ー フィジカルな「取引の場」として百貨店と比較した結論の妥当性を確保する必要があるか、それとも即時性、場所非拘束性、データによるネットワーク効果等を理由に異なる整理をすることが許されるのか、またそのような整理が妥当か
- 「実質的な関与」と、媒介の成立要件である「取引成立に向けた尽力行為」との関係はいかなるものなのか。また、表に出ないものの取引成立に向けてカスタマーサポートやUI/UXの向上に日夜努力する「中の人」の行為は、取引との関係で法律上どのように評価されるべきものなのか
- 同じIT技術を用いたマッチング取引でも、たとえば仮想通貨の取引所が行う顧客同士の仮想通貨売買のマッチングは典型的に「仮想通貨の売買の媒介」に該当するものとして取り扱われ、民泊のマッチングプラットフォームは典型的に「宿泊サービス提供の媒介」とされている一方で、ECモールや証券取引所では個別具体的な検討により媒介と認定されない、といったことが起こるのはなぜなのか
- 取引成立のために人間が表で行う尽力行為が減り、代わりに契約関係としては捉えることができない「コード/アーキテクチャ」を駆使して、「ユーザに予め定められた特定の行為しか取らせない結果、目論見通りに取引が成立する事態」に対して、そのような事実行為について、一般論としての商行為上の位置づけをどのように考えればよいか

大抵のプラットフォームは、システム利用料徴収のためにユーザ間の資金決済に関与する



「決済に関するワーキング・グループ報告」(2009)

- ✓ 以下のすべての要件を充足するサービスは、収納代行サービスに該当
 - ① 支払人と受取人との間に、支払人が受取人に対して金銭を支払う義務を負うといった商取引による原因関係が存在
 - ② 受取人がサービス提供者に対して、受取人の代わりに支払人から資金を受け取る権限を与えており、サービス提供者が実際に当該資金を受取人のために受け取っている
 - ③ 支払人の保護の観点から、サービス提供者が当該資金を受け取ると同時に、支払人と受取人の金銭債務関係が消滅し、支払人が二重払を迫られることがないようになっている
- ✓ 当局は、収納代行サービスは為替取引に該当するという建前は崩していないものの、現時点では資格取得がないものも黙認されている

<為替取引として資金移動業ライセンスを取得しない理由>

- 口座開設時における取引時確認義務がコンバージョンを下げることになる。
- 規制対応コスト

<2009年当時からの状況の変化>

- ✓ 2009年当時は、以下の取引を想定
 - ① 大規模事業者に対する消費者の支払いのための収納代行
 - ② 消費者によるフィジカル空間での支払
 - ③ 想定事業者として大規模フランチャイズ（コンビニ収納）

- アドレスすべきリスクは、支払う側の消費者による二重払リスク
- 受け取る側は自らサービスを利用しているため要保護性薄いと判断
- サイバーセキュリティ等のリスクは検討されていない

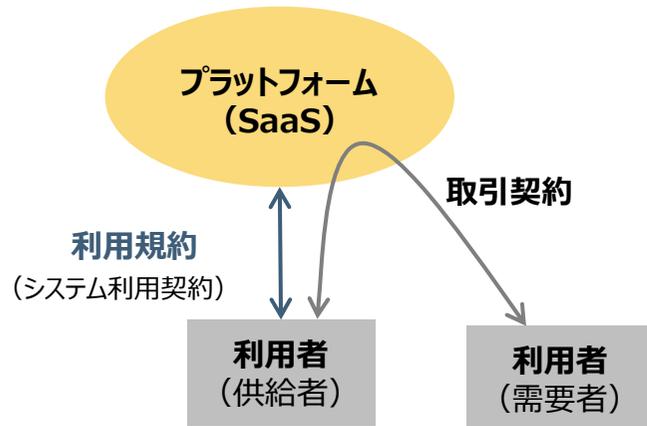
✓ FinTechの進展により新たな局面

- ① 個人に対する企業の支払いのための収納代行モデルの出現
- クラウドソーシング
- ② 個人に対する個人の支払いのための収納代行モデルの出現
- フリマ、クラウドファンディング、割り勘etc.
- ③ スタートアップがサイバー空間のサービスのためにサービス提供

- 支払う側のみならず受け取る側のリスクにもアドレスする必要
- 分別管理、未決済残高の保全
- 支払手段が増加、取引条件も複雑化しているなか、取引条件の公正・透明性確保の必要性の高まり
- サイバーセキュリティ等のリスクにもアドレスする必要
- 決済データの蓄積と活用によるネットワーク効果の加速

- ✓ 近時のプラットフォーム規制の機運の根拠（不可欠基盤、市場設計・管理者、市場の作為性・不透明性）を決済という側面が強化しているのでは？
- ✓ 「取引に関与しない」という建前の大きな例外として決済に関与していることを、議論に反映させる必要はないか？

プラットフォームは、ユーザーに対してインターネットを介して取引システムを提供



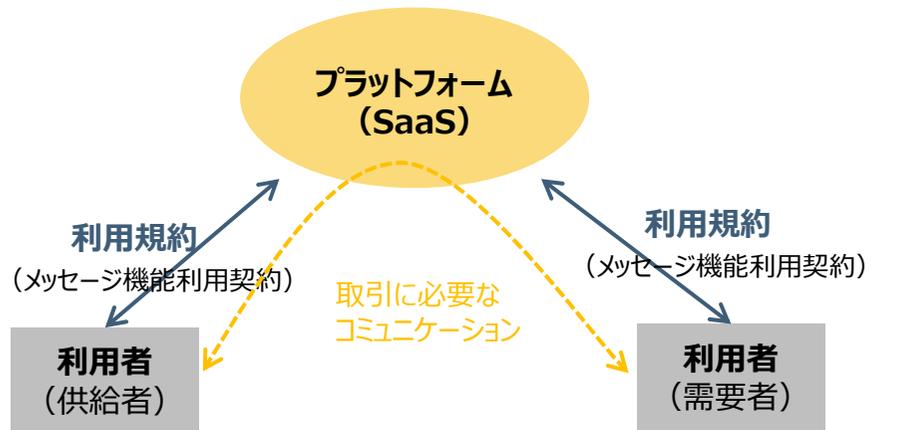
- ✓ システム提供に関する通信販売業者として、特定商取引法11条に基づく広告表示を実施
 - － 決済代行業者との間で加盟店契約を締結するための加盟店審査の一環として、特商法上の表示を確認する実務が存在
- ✓ 取引システムについての誇大広告の禁止（12条）、合理的な根拠を示す資料を提出する義務（13条）等は課されている

特定商取引法1条

この法律は、特定商取引（略）を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

- 特定商取引法は、トラブルを生じやすい取引類型を対象に、ライセンス取得ではなく行為規制を通じて取引の公正の確保、利用者保護、サービス提供の適性・円滑を図るもの
- データをレバレッジし、多面市場による直接・間接ネットワーク効果を駆使することで、①社会経済に不可欠な基盤を提供、②市場の設計・運営・管理者、③市場の作為性・不透明性の高さ、という特徴を持つデジタル・プラットフォームは、なぜ、システム提供者としての側面のみから、単なる供給者に対する通信販売業者としてしか捉えられないのか？
- 少なくともCtoCサービスを提供するプラットフォームについて、データを対価として支払う需要者側の利用者に対する関係も、特商法の範囲に入れることの是非については、検討が可能ではないか（少なくとも現行の特商法表記は、多面市場における各プレイヤーに対する情報提供としては不完全なのではないか、という目線は持ちうるのではないか）。

利用者間のメッセージのやり取りができる機能を付したプラットフォームは、電気通信事業者として届出が必要



- ✓ 取引のマッチングプラットフォームは、通常、利用者間のコミュニケーションのためメッセージ機能が付加されている
 - ー 当事者間のコミュニケーションの促進は、直接・間接ネットワーク効果の加速にとって重要な要素
- ✓ メッセージ機能を提供するプラットフォームは、通信の秘密を侵害しないメール解析の4要件（①情報提供、②いつでも解析を中止できる旨の表示、③サービス利用開始後の措置、④解析のトリガー）を満たさなければメッセージの分析は不可（H24.9.27）
- ✓ 掲示板機能による公開メッセージのみの場合には、届出を要しない

まとめ

- ◆ ①私法上の取扱い、②金融業法上の取扱い、③特商法上の取扱い、及び④電気通信事業法上の取扱い、のそれぞれにおいて、デジタル・プラットフォームによる多面市場モデルの特性ともたらしうるリスクを正面から捉えて、そのリスクにアドレスする施策が十分に講じられていなかった、というのが実態ではないか
 - ✓ 上記は欧米を中心に世界的に生じていた事象であり、ディスラプティブ・イノベーターにより制度がハックされたもの
- ◆ 世界的な制度ハックを許した背景
 - 制度がパーソナルデータを含むデータを「財」として捉えていなかったため、金銭対価をとらない市場について業法的な分析が遅れた
 - 多面市場においてデータの効用が指数関数的に向上する直接・間接ネットワーク効果のメカニズムを、個別業法が認識していなかった
- ◆ デジタル・プラットフォームモデルが規制省庁において顕在的に認知され、その論点が明確になった今、まず行うべきは既存の個別業法分野におけるデジタル・プラットフォームモデルの実態把握と立法事実の有無の検討ではないか
- ◆ その際には、ビジネスモデル中立性の観点から、既存業法がデジタル・プラットフォームモデルの出現を意図せず阻む結果となっているのではないかと、という観点からの検証も必要ではないか
- ◆ デジタル・プラットフォームモデルの留意事項は分野横断的に共通しているため、省庁横断で乗り入れ可能な性能基準を設け、複数分野に展開する事業者に対して同一要件についての審査の重複を避ける規制アーキテクチャが採用される必要があるのではないかと

質疑

弁護士 増島 雅和
森・濱田松本法律事務所
tel. 03.5220.1812
email. masakazu.masujima@mhmjapan.com